

大分市森林整備計画

参 考 資 料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口動態

	年次	総数			0～14 歳			15～29 歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成 22 年	471,787	226,662	245,125	67,997	34,806	33,191	76,128	38,306	37,822
	平成 27 年	478,151	229,311	248,838	67,134	34,260	32,874	70,374	36,140	34,234
	令和 2 年	477,400	229,639	247,761	63,499	32,310	31,189	67,145	34,625	32,520
構成比 (%)	平成 22 年	100.0	48.0	52.0	100.0	51.2	48.8	100.0	50.3	49.7
	平成 27 年	100.0	48.0	52.0	100.0	51.0	49.0	100.0	51.4	48.6
	令和 2 年	100.0	48.1	51.9	100.0	50.9	49.1	100.0	51.6	48.4
	年次	30～44 歳			45～64 歳			65 歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成 22 年	99,248	48,908	50,340	130,903	62,608	68,295	95,843	40,725	55,118
	平成 27 年	98,018	48,409	49,609	122,382	58,093	64,289	116,267	50,155	66,112
	令和 2 年	86,302	42,948	43,354	123,191	59,398	63,793	130,811	56,589	74,222
構成比 (%)	平成 22 年	100.0	49.3	50.7	100.0	48.2	51.8	100.0	42.5	57.5
	平成 27 年	100.0	49.4	50.6	100.0	47.5	52.5	100.0	43.1	56.9
	令和 2 年	100.0	49.8	50.2	100.0	48.2	51.8	100.0	43.3	56.7

(注) 資料は、「大分県毎月流動人口調査」による。

総数にはそれぞれ不詳を、計 6,452 人、男 3,769 人、女 2,683 人含む。

(2) 産業部門別就業者

	年次	総数	第 1 次産業				第 2 次産業		第 3 次産業
			農業	林業	漁業	小計	小計	うち木材・木製品製造業	
実数 (人)	平成 17 年	214,581	4,934	75	498	5,507	49,202	371	159,872
	平成 22 年	208,834	3,540	129	402	4,071	49,459	280	155,304
	平成 27 年	225,602	3,518	137	352	4,007	47,987	171	159,286
構成比 (%)	平成 17 年	100.0	2.30	0.04	0.23	2.57	22.93	0.17	74.50
	平成 22 年	100.0	1.70	0.06	0.19	1.95	23.68	0.13	74.37
	平成 27 年	100.0	1.56	0.06	0.16	1.78	21.27	0.08	70.60

(注) 資料は、「国勢調査」による。

また、第二次産業のうち木材・木製品製造業については大分県 2020 年工業統計調査より

2 土地利用

	年次	総土地 面積	耕地面積			林野面積			その他 面積
			計	田	畑	計	森林	原野	
実数 (ha)	平成 22 年	50,128	4,310	3,240	1,070	24,447	23,459	952	21,371
	平成 26 年	50,239	4,240	3,200	1,040	24,444	23,602	842	21,555
	平成 31 年	50,239	4,050	3,050	1,000	24,427	23,633	794	21,762
構成比 (%)	平成 22 年	100.0	8.6	6.5	2.1	47.5	45.9	1.6	43.9
	平成 26 年	100.0	8.4	6.3	2.1	48.7	47.0	1.7	42.9
	平成 31 年	100.0	8.1	6.1	2.0	48.6	47.0	1.6	43.3

(注) 資料は「大分県統計年鑑」による。

3 森林転用面積

(単位: ha)

年次	総数	住宅・工事当 施設用地	ゴルフ場/レ ジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成 13 年	460	343	—	—	63	54
平成 18 年	361	50	—	—	51	260
平成 23 年	324	68	7	12	103	134
平成 28 年	65	51	—	5	7	2
令和 2 年	52	31	—	3	15	3

(注) 資料は大分県資料による。

4 森林資源の現況等

(1) 保有形態別森林面積

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

保有形態		総面積		立木地			人工林率 (B/A) %
		面積(A) ha	比率 %	計 ha	人工林(B) ha	天然林 ha	
総数		24,392	100.0	21,773	10,109	11,664	41.4
国有林		621	2.5	579	471	108	75.8
公有 林	計	2,385	9.8	2,225	1,537	688	64.4
	県有林	1,580	6.5	1,472	1,155	317	73.1
	市有林	805	3.3	753	382	371	47.5
	財産区有林	—	—	—	—	—	—
私有林		21,386	87.7	18,969	8,101	10,868	37.9

(注) 1. 資料は「森林地図情報システム」による。

2. 学校林は市有林に含める。私有林には社寺有林、組合有林、林業公社林、入会林野を含める。

(2) 在市区・不在市別私有林面積

	年次	私有林合計	在市区 所有面積	不在市区者の森林所有面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	平成 23 年	23,830	21,328	2,502	771	1,731
	平成 28 年	21,419	19,240	2,179	456	1,723
	令和 2 年	23,775	21,182	2,246	488	1,758
構成比 (%)	平成 23 年	100	90	(100)	(61)	(39)
	平成 28 年	100	90	(100)	(31)	(69)
	令和 2 年	100	89	(100)	(22)	(78)

(注) 1. 資料は「森林地図情報システム」による。

2. 構成比()は、不在市区者の森林所有面積の県内、県外比率とする。

(3) 民有林の齢級別面積（令和3年4月1日現在 単位:ha）

区分 齢級別	総数	齢 級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 以上
民有林	21,194	84	130	125	234	277	506	1,078	1,134	1,070	2,667	13,889
人工林計	9,638	52	41	39	68	112	238	369	679	763	1,390	5,887
天然林計	11,556	32	89	86	166	165	268	709	455	307	1,277	8,002
備考	スギ 4,588ha(22%)、ヒノキ 3,756ha(18%)、マツ類 1,326ha(6%)、クスギ・ナラ 1,916ha(9%)、 その他 9,608ha(45%)											

(注) 資料は「森林地図情報システム」による。

(4) 保有山林面積規模別林家数

(単位:戸)

面積規模	林家数(戸)	面積規模	林家数(戸)
～1ha	10,978	10～50ha	283
1～5ha	3,402	50ha以上	21
5～10ha	544	総 数	15,228

(注) 資料は「森林地図情報システム」による。

(5) 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況（令和４年４月１日現在）

区 分	路線数	延長（km）	備 考
基幹林道	72	137.7	
うち林業専用道	—	—	

（注）資料は「大分市林道台帳」による。

(イ) 細部路網の現況（令和２年度現在）

区 分	路線数	延長（km）	備 考
森林作業道	7	5.6	

（注）資料は大分県中部振興局資料による。

5 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹 種	齢 級	森林の所在
		なし。

6 市町村における林業の位置づけ

(1) 産業別総生産額

（単位：百万円）

総生産額(A)		2,294,992
内 訳	第1次産業	7,321
	うち林業(B)	235
	第2次産業	817,767
	うち木材・木製品製造業(C)	3,074
第3次産業		1,469,904
B+C/A(%)		0.1

（注）1. 資料は「平成 30 年度市町村民経済計算」による。

2. 木材・木製品製造業(C)は「2020 年工業統計調査」による。

3. 総額は控除前の金額を記載している。

(2) 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	368	22,876	11,437,261
うち木材・木製品製造業(B)	10	171	56,862
B/A(%)	2.7	0.7	0.5

(注)1. 資料は「2020 年工業統計」による。製造業には、林業が含まれない。

2. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務庁)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

7 林業関係の就業状況

区 分	組合、事業所数	従業者数(組合員数)	備 考
森林組合	2	14 17	(名称:おおいた森林組合) (名称:臼津関森林組合)
木材・木製品製造業	10	171	
合計	12	202	

(注)1. 資料は「2020 年工業統計」による。

2. 従業者には、専従の役職員、現場作業員を含む。

8 林業機械等設置状況

(令和4年3月31日現在)

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
(高性能機械)							
プロセッサ	1		1				
ハーベスタ	11			11			
フォワーダ	10		1	9			
タワーヤーダ							
スイングヤーダ	2			2			
フェリングヘッド付きグラブ プルバケット	10		2	8			
その他	2		1	1			
計	36		5	31			

(注)資料は、大分県中部振興局資料による。

9 林産物の生産概況

種 類	素材(m3)	椎茸(t)		竹材(千束)	木炭(t)
		生	乾		
生産量	28,688	164	38	0	0
生産額(百万円)	327	199	146	0	0

(注)素材については令和元年度、その他については令和2年度のデータである。

資料は「原木市場の現状」、「令和2年度徳用林産物需給表」による。

10 間伐立木材積その他の伐採立木材積と間伐面積

区 分	主伐材積(千 m3)	間伐材積(千 m3)	間伐面積(百 ha)
総数	230.1	64.7	7.8
前半5カ年の計画量	115.0	32.3	3.9

(注)計画量は地域森林計画による。

大分市天然更新完了基準書

1 目的

適切な森林計画制度の運用を通じて、適確な更新を図ることを目的に、天然力を活用した更新の完了を判断する基準及びその調査方法等を定める。

2 天然更新の完了の確認

- (1) 天然更新の完了の確認は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに行うものとする。
- (2) 天然更新の完了の確認は、原則として、大分市天然更新完了基準書に基づき、現地において更新調査により行うものとする。

3 天然更新対象地

- (1) 天然更新対象地とは、伐採及び伐採後の造林の届出書及び森林経営計画書において天然更新を実施予定とする伐採跡地のほか、更新状況を判定する必要がある過去の伐採跡地等とする。
- (2) 大分市森林整備計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」では、天然力による更新が期待できないため、原則として、天然更新を計画しないものとする。
- (3) 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の森林であっても更新対象地の周囲の森林の状況、森林被害の発生状況等を総合的に勘案し、更新樹種の生育可能性を検討の上、天然更新を計画するか否かの判断を行う。

特に、草本類等の繁茂が著しい場所、食害が発生する場所等にあつては、①森林被害の種類、被害発生頻度、②被害に対する更新樹種の耐性、被害後の回復の見通しに加え、③繁茂する草本類の除去や動物の食害防除対策などの作業の実効性等を十分検討する。

- (4) 更新対象地の面積は、更新を行う箇所の実面積とする。

4 天然更新樹種

天然更新樹種は高木性樹種とし、別表1のとおりとする。

5 天然更新完了の基準

5-1 天然更新すべき立木の本数

大分市整備計画に定める「天然更新をすべき期間」が満了する日までに、更新対象地において、おおむね均等に3,000本/ha以上（ただし、5-2で定める高さ以上のものに限る。）の更新樹種が成立していなければならない。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の立木の本数（本／ha）}}{\text{当該林分と同一の樹種及び林齢に相当する期待成立本数（本／ha）}} \times 10$$

※なお、ぼう芽により一株当たり3本以上発生した更新対象樹種については、3本として計上し、期待成立本数は、10,000本/haとする。

5-2 稚樹高

更新樹種の成立本数として算入すべき稚樹の高さについては、更新樹種の確実な更新のために周辺の植生（更新樹種の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物をいう。）の草丈以上かつ0.5m以上のものとする。

5-3 確実な更新

更新樹種の成立本数が天然更新すべき立木の本数に満たない場合には、速やかな更新を図る観点から、天然更新補助作業又は植栽により更新を行うこと。5-2で定める稚樹高に満たない更新樹種が多数発生しており、それらの確実な樹高成長が見込める場合は、刈出しを行うこと。更新樹種の速やかな成長が見込めない場合は、大苗等による植込みを行うこと。

更新樹種の成立本数が著しく少ない場合、植込み又は刈出し等の天然更新補助作業を行うことが困難な場合、又は天然更新を取りやめる場合は、更新方法を人工造林へ変更し、植栽により更新を図ること。この場合、造林の方法は、大分市森林整備計画において定められている樹種、植栽本数による。

6 更新調査

6-1 更新調査の目的

- (1) 更新調査は、更新樹種の育成状況及び生育可能性を確認し、更新の完了又は未完了及び更新の完了に必要な条件等を判断することを目的とする。
- (2) 更新樹種の生育状況は、稚樹の高さ、成立本数及び分布状況により確認する。更新樹種の分布状況については、原則として、伐採跡地においておおむね均等に稚樹が生育していることをもって更新の完了に必要な条件を満たしているとみなすこととし、更新樹種の発生及び生育に偏りがある場合は、追加的な天然更新補助作業又は植栽を行うこととする。

6-2 更新調査の実施主体

更新調査は、大分市が実施することとし、更新対象地ごとに行う。

6-3 更新調査の時期

天然更新の完了の確認は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して3年目から5年目に実施することとし、5年を経過するまでに天然更新すべき立木の本数を満たすよう、追加的な天然更新補助作業又は植栽を実施することにより、確実に更新を完了する。

6-4 更新調査の方法

(1) 原則として標準地調査とする。ただし、現地の状況から明らかに更新完了の確認が出来る場合は、目視とすることが出来る。

(2) 調査プロットの大きさ

調査プロットは25㎡(5m×5mの方形又は半径2.82mの円形)とする。

(3) 調査プロットの設定

調査プロットは、植生の繁茂状況及び地形等を勘案し標準的な箇所を選定することとし、調査プロット数は次のとおりとする。

1ha未満・・・・・・・・・・1箇所以上

1ha以上から5ha未満・・2箇所以上

5ha以上・・・・・・・・・・3箇所 以後5ha増すごとに1箇所追加する。

(4) 添付書類

更新調査を行った際には、調査箇所ごとに調査野帳(目視の場合は除く。)及び全景、近景の写真を各1部ずつ添付し、更新完了後5年間保存する。

別表1

天然更新樹種一覧

ブナ、コナラ、クヌギ、カシワ、アラカシ、シラカシ、スダシイ、イロハ、モミジ、ヤマモミジ、ケヤキ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、ヤマウルシ、ヤマハゼ、クスノキ、ヤブニッケイ、イスノキ、タブノキ、エゴノキ、ミズキ、シオジ、サワグルミ、シロダモ、ムクノキ、コシアブラ、リョウブ、ハリギリ、アカメガシワ、ヤマボウシ、イヌシデ、ネムノキ、コブシ、ニガキ、アオダモ、イイギリ、ヤシャブシ、ヤマハンノキ、クリ、クロガネモチ、ヤマグワ、ヤマモモ、ミミズバイ、カゴノキ、ホオノキ、キハダ、ヤブツバキ、アオハダ、ノグルミ、センダン、スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ

※樹種決定根拠は、平成6年度多様化森林造成推進事業指針作成業務報告書、森林資源モニタリング調査報告書(H11～17)による。なお、タケ類が優先する箇所は、竹林として取り扱うことができる。

大分市森林整備計画 用語解説

用語	解説
あ行	
育成単層林(いくせいたんそうりん)	年齢や高さのほぼ等しい樹木から構成される森林。
育成複層林(いくせいふくそうりん)	年齢や高さの異なる樹木から構成される森林。
運材(うんざい)	収穫した丸太を市場等に輸送すること。
か行	
かき起こし	ササなどの下層植生を取り除き、種子の発芽や稚樹の生育を促す作業のこと。
囲いわな	杭や柵により上面(天井部)を除く外周を囲い込み、出入り口より動物が進入した時にこれを閉鎖することによって、動物を捕獲する構造をもつ猟具。
架線系集材機 (かせんけいしゅうざいき)	空中に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器などを移動させて集材する機械のこと。
下層植生(かそうしょくせい)	森林において上木に対する下木(低木)、及び草本類からなる植物のまとまりのこと。
下層木(かそうぼく)	林冠が二段以上になっている森林で上層木(高木)の下層で林冠を構成する立木。
刈り出し	刈払うこと。
間伐(かんばつ)	育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を間引きし、残存木の成長を促進する作業。
間伐率(かんばつりつ)	林内における立木本数に対して、間引く立木の割合。
郷土樹種(きょうどじゅしゅ)	もともとその地域に生育していた樹種のこと。
グラップル	丸太を掴んで集積する林業機械。
経営管理(けいえいかんり)	地域森林計画の対象となる森林について、樹種、林齢などの森林資源の状況や路網整備等の条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと。
経営管理権 (けいえいかんりけん)	地域森林計画の対象となる森林について樹種、林齢などの森林資源の状況や路網整備等の条件に応じた適切な経営又は管理を市長村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(「伐採等」という。)(木材の販売による収益(以下「販売収益」という。))を受受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除して、なお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払うことを含む。)を実施するための権利。
経営管理権集積計画 (けいえいかんりけんしゅうせきけいかく)	市町村が経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合に定める計画。
経営管理実施権 (けいえいかんりじっしけん)	経営管理が行われていない森林について市町村を介して、意欲と能力のある林業経営者につなぐ際に設定する伐採等を行う権利のこと。
経営管理実施権配分計画 (けいえいかんりじっしけんはいぶんけいかく)	市町村が、経営管理権を有する森林について、意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合に定める計画。
径級(けいきゅう)	市場等においてスギやヒノキなどの原木取引に用いられる原木のクラス分けのこと。

用語	解説
溪畔林(けいはんりん)	山地の溪流、河川沿いに成り立つ森林のこと。
高性能林業機械 (こうせいのうりんぎょうきかい)	従来のチェーンソー等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能をもつ林業機械。主な高性能林業機械は、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダなど。
高度公益機能森林 (こうどこうえききのうしんりん)	保安林などの制限林で、防風機能や風致機能など公益的機能が高く将来にわたって保全すべき松林。
広葉樹(こうようじゅ)	樹木を葉の形態で分類した名称で、ナラやシラカバなど、平たくて幅の広い葉をもった樹木のこと。
コンテナ苗(こんてななえ)	特殊な形のコンテナ容器を使って育てた根鉢付きの苗。根付きが良く、初期成長が速く常時植え付けが可能。
さ行	
再造林(さいぞうりん)	人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。
里山(さとやま)	集落の近くにある森林の総称。周辺の水辺や農地を含める場合もある。
地ごしらえ(じごしらえ)	植栽や天然更新の準備のため、雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。
枝条(しじょう)	樹木の支幹(大枝)と枝のこと。
指定施業要件 (していせぎょうようけん)	保安林の指定目的を達成するために定められる施業上の要件。伐採方法や伐採の限度、植栽の方法等がある。
集材(しゅうざい)	伐採された立木を集積すること。
市有林(しゆうりん)	市が所有する森林。
樹冠(じゅかん)	立木の上部にある枝と葉の集まり。
樹冠疎密度(じゅかんそみつど)	森林内の立木の生育状態を示す密度のこと。疎、中、密の3段階で表わされる。
樹幹注入(じゅかんちゅうにゅう)	マツ枯れを起こす原因となるマツノザイセンチュウの侵入、増殖を防ぐため、マツの樹幹へ薬剤を注入する作業のこと。
樹冠長率(じゅかんちようりつ)	樹冠の長さを樹高で除した比率。
樹高(じゅこう)	立木の高さ。
主伐(しゅばつ)	利用期に達した樹木を伐採し収穫すること。
上層木(じょうそうぼく)	林齢の違いなどから森林を構成する樹木の樹高に差違がある場合の、上部を占める樹木の総称。
針広混交林(しんこうこんこうりん)	スギやヒノキなどの針葉樹と、コナラなどの広葉樹が混生している森林。
人工植栽(じんこうしょくさい)	人為的な方法により苗木を植栽すること。
人工造林(じんこうぞうりん)	苗木の植栽、挿し木などの人為的な方法により森林を造成すること。
人工林(じんこうりん)	人為的に植栽され、育てられた森林。
針葉樹(しんようじゅ)	樹木を葉の形態で分類した名称で、スギ、ヒノキ、マツ類など、細かくとがった葉を持った樹木のこと。

用語	解説
森林組合(しんりんくみあい)	森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合。
森林経営管理制度 (しんりんけいえいかんりせいど)	経営管理が行われていない森林について市町村を介して、意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集約化等を図るとともに、経営に適していない森林については、市町村が経営管理を行うことが出来る制度のこと。
森林経営計画 (しんりんけいえいけいかく)	森林所有者等が所有する森林等を対象にした伐採や造林等森林整備の実施に関する 5 年間の計画
森林作業道(しんりんさぎょうどう)	森林整備を行うための作業道で、林業機械等の走行を想定したしたもの。
森林病虫害 (しんりんびょうがいちゅう)	樹木又は種苗に損害を与える線虫類や菌類、獣類であって政令で定めるもの。
森林法(しんりんほう)	林政における最も基幹的な法律。森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることにより国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする。
施業(せぎょう)	主に木材生産を目的に、植栽や保育(下刈や間伐)、伐採などの作業を行うこと。
施業集約化(せぎょうしゅうやくか)	分散している複数の森林を一体的に施業すること。
選木(せんぼく)	伐採するための立木を選ぶ作業。
造材(ぞうざい)	伐採した立木を枝払いや玉切りをして丸太にする作業。
造林(ぞうりん)	森林を造成すること。
素材(そざい)	森林から収穫された丸太の総称。
疎植(そしょく)	植栽本数を少なくし、まばらに植えること。
た行	
タワーヤーダ	架線集材ができる人工支柱や集材用のウインチを搭載した移動可能な集材機。
地域材(ちいきざい)	大分県内の森林から産出された木材または県内の加工業者等から出荷された国産材。
地域森林計画 (ちいきしんりんけいかく)	森林法に基づき、都道府県が国の定めた全国森林計画に即して立てる 10 年間の計画。
地区保全林 (ちくほぜんりん)	高度公益機能森林への被害拡大防止が適当であり、一定のまとまりを持って保全を図ることが必要な松林。
長伐期化(ちょうばっきか)	通常の伐採年齢のおおむね2倍に相当する林齢まで保育すること。
天然更新(てんねんこうしん)	天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。
天然生林(てんねんせいりん)	天然力により成立している森林のこと。
特用林産物(とくようりんさんぶつ)	森林から生産される産物の内、木材以外のきのこ類、木炭、竹、桐などの産物。
土場(どば)	林内に隣接か近接しており、収穫した丸太を市場等へ輸送するまでの一時的な保管場所。
な行	
抜き伐り(ぬきぎり)	下層木の更新、生育のために上層木を伐採すること
は行	

用語	解説
ハーベスタ	伐採、枝払い、玉切り(材を一定の長さに切りそろえること)の各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。
箱わな	野生動物を捕獲する際に用いられる箱状の罠のこと。
伐倒駆除(ばっとうくじょ)	松くい虫の被害木を伐採し、薬剤散布や焼却などの処理をすることにより、被害木の内部にいるマツノザイセンチュウ等を駆除すること。
伐木(ばつぼく)	立木を伐採すること。
搬出間伐(はんしゅつかんぱつ)	生育の良い間伐材の利用を目的とした間伐。
被害拡大防止森林 (ひがいかくだいぼうしんりん)	高度公益機能森林の周辺の松林で、松くい虫などによる被害を放置すると高度公益的機能森林に被害が拡大するおそれのある松林。
フォワーダ	玉切りした材を運ぶ集材専用の自走式機械。
複層林(ふくそうりん)	年齢や樹種の異なる樹木で構成された森林のこと。
プロセッサ	伐採木の枝払い、玉切りと玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械
保安林(ほあんりん)	水源涵養、土砂流出防備、魚つき、保健などの目的を達成するために森林法に基づいて指定された森林。
保育(ほいく)	植栽後、収穫(伐採)するまでの間に行う下刈や除伐等の作業の総称。
萌芽更新(ぼうがこうしん)	立木を伐採した後の株から発生させた萌芽を成長させて森林を更新する方法。
防火線(ぼうかせん)、 防火帯(ぼうかたい)	火入れの際、炎の延焼を防ぐために設けられる細長い空地。
保護樹林帯(ほごじゅりんたい)	山地災害防止や植栽木の保護のため、前生樹の一部を等高線に沿って帯状に残した樹林帯のこと。
補植(ほしょく)	苗木が枯れるなどしてできた空地に、再び苗木を植えること。
ま行	
無立木地(むりゅうぼくち)	樹木が生立していない林地。
ら行	
立木材積(りゅうぼくざいせき)	樹木の体積。
林冠(りんかん)	森林において、太陽光線を直接に受ける高木の枝葉が茂る部分。
林業事業体(りんぎょうじぎょうたい)	造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者などを総称。
林業専用道 (りんぎょうせんようどう)	幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、森林整備に利用される道路。主に10トン程度の輸送トラック等の走行を想定したもの。
林床(りんしょう)	森林の土壌面のこと。
林相(りんそう)	森林を構成する樹種、密度、林齢、立木の生長状態などによって示される森林の全体像や外観。
林地残材(りんちざんざい)	立木を丸太にする際に出る枝葉や梢端部分や森林外へ搬出されない間伐材等、林地に放置された残材
林道(りんどう)	木材等の林産物を輸送するために整備された自動車道。集落間を結ぶ生活道としても利

	用される。
林内照度(りんないしょうど)	林内の光の強さを表す指標。
林班(りんぱん)	森林を字界や地形により面積を概ね 50ha に区域分けしたもの。準林班は林班を細分化したもの。
林齢(りんれい)	森林の年齢のこと。植栽した年を1年生とする。
路網密度(ろうみつど)	森林の単位面積当たりの路網の延長。ha 当たりの路網延長(m/ha)で表される。